

## 第6次総合計画第2期基本計画デザイン等作成業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

### 1 業務概要

#### (1) 目的

本市の市政運営の指針となる第6次総合計画第1期基本計画が、令和5年度末をもって計画期間満了となり、令和6年度以降のまちづくりの指針となる第6次生駒市総合計画第2期基本計画を令和5年度に策定した。第6次生駒市総合計画第2期基本計画を市内外に広くわかりやすく発信するため、計画書冊子を作成するに当たり、冊子のデザインを業務委託するもの。

#### (2) 業務名

第6次総合計画第2期基本計画デザイン等作成業務

#### (3) 業務内容

別紙「第6次総合計画第2期基本計画デザイン等作成業務仕様書」のとおり

#### (4) 業務期間

契約締結日～令和6年12月27日

### 2 業務に要する費用（予定価格）

2,114,000円（税込）

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

### 3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者）は、次に掲げる事項を全て満たす者

- (1) 市に一般競争（指名競争）参加資格審査申請書又は物品・委託業務業者登録申請書を提出していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合を除く。
- (5) 公示日から受託候補者特定の日まで、生駒市より入札参加停止措置を受けていないこと。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

- イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 過去5年間において、国、地方公共団体等が発行する冊子の作成業務やそれに関する業務の受託実績があること。

#### 4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和6年6月20日（木）15時まで（必着）
- (2) 提出方法 別添の質問書（様式1）により、電子メールで提出すること。  
提出先：kikaku@city.ikoma.lg.jp  
※これ以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。
- (3) 回答日 令和6年6月25日（火）
- (4) 回答方法 生駒市ホームページに掲載

#### 5 企画提案書等の作成及び提出

##### (1) 提出書類

以下の（ア）～（ク）を提出すること。

- （ア） 業務実績調書及び企画提案書等提出届（様式2）
- （イ） 会社概要（様式3）  
令和6年7月1日時点の内容で記載すること
- （ウ） 業務実績調書（様式4）

過去5年間に国、地方公共団体等が発行する冊子の作成業務やそれに関わる業務の受託実績について記載すること。また、冊子がある場合は、参考資料として添付すること。なお、当該冊子が掲載されているホームページがあれば、そのURLを記載することで提出があったとみなす。

- （エ） 再委託調書（様式5）※再委託をする場合のみ
- （オ） 企画提案書（任意様式）

ア 企画提案書には、表紙デザイン案及び各ページの展開案、本文デザイン案等の具体的な提案を明記すること。なお、本文・写真はダミーで良い。

イ 紙質・綴じ方については、掲載内容やデザインに合わせてふさわしいものを選定すること。

ウ 巻末資料の構成変更や追加の媒体作成などの独自提案があるときは、併せて記載するこ

と。

(カ) 第6次総合計画第2期基本計画デザイン案

企画提案書のうち、表紙と裏表紙のデザイン案及び各ページの展開案、本文デザイン案等を、企画提案書に記載する紙質及び印刷色で作成すること。本文デザイン案については、基本計画（総論）から2ページ程度、基本計画（各論）から基本的施策1～13のうち1施策、経営的施策I～IVのうち1施策を作成すること。なお、本文・写真はダミーで良い。  
※基本計画（総論）、基本計画（各論）については、以下URLのファイルを参考にすること。

URL:<https://www.city.ikoma.lg.jp/cmsfiles/contents/0000034/34755/kikihonkeikaku.pdf>

(キ) 本業務の各工程のスケジュール表（任意様式）

(ク) 参考見積書（任意様式）

消費税及び地方消費税を抜いた金額と、消費税及び地方消費税10%を合計した金額が分かるように記載すること。なお、受託候補者に選定された場合の契約額を確約するものではない。

また、参考見積書の合計金額が「2. 業務に要する費用（予定価格）」を超えた場合は失格となるので、注意すること。

(2) 必要部数

(ア) から (ク) まで・・・原本1部

(オ) 及び (カ) のみ・・・コピー5部

(3) 作成要領

別紙「第6次総合計画第2期基本計画デザイン等作成業務に係る公募型プロポーザル企画提案書等作成要領」に従って作成すること。

(4) 提出期限等

① 提出期限 令和6年7月8日（月）15時まで（必着）

② 提出場所 生駒市役所経営企画部企画政策課

③ 提出方法 持参又は郵送によること。

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

## 6 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1) 審査

プレゼンテーション・ヒアリングは行わず、書類審査により下記7で示す評価基準に基づいて評価し、最も優れている提案を特定する。なお、審査は非公開とする。

ただし、総得点が上位であっても、個別の評価項目において著しく低い評価であると認める場合は、特定者としなないことができるものとする。また、審査委員会が一定の評価に達した者がないと判断する場合は、適格者なしとすることができるものとする。

(2) 審査結果の通知

審査結果を書面により通知する。

## 7 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。下記、審査項目の詳細については、別に選定要領を定めて審査する。

### 【審査基準】

審査項目		評価の観点	点数
業務実績		国、地方公共団体等が発行する冊子の作成業務やそれに関わる業務の受託実績は豊富か。	5点／45点
デザイン	表紙 裏表紙	・手に取ってみたいくなる視認的効果が期待できるか。 ・第6次総合計画第2期基本計画にふさわしいデザインになっているか。	10点／45点
	全体 構成	デザイン（レイアウト、色調、フォント等）は、見やすいものとなっているか。	20点／45点
独自提案		巻末資料の構成変更や追加の媒体作成などの独自の提案内容が、第6次総合計画第2期基本計画にふさわしいものであるか。	5点／45点
見積金額		予定価格（上限 2,114,000 円）に対する参考見積額の比率に応じて加点する。	5点／45点

## 8 日程

公告	令和6年6月17日（月）	公告
質問受付締切	令和6年6月20日（木）	※15時まで
質問回答	令和6年6月25日（火）	
企画提案書提出期限	令和6年7月 8日（月）	※15時まで
結果通知・契約締結・業務開始	令和6年7月下旬	

## 9 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (5) 参考見積書の金額が、「2.業務に要する費用（予定価格）」を越えたもの

## 10 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、その際には、特定された者はあらかじめ見積書を提出するものとする。

## 11 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

## 12 担当部署（提出・問合せ先）

生駒市役所 経営企画部 企画政策課（担当 白川・岩川）  
住 所 〒630-0288 生駒市東新町8番38号  
電話番号 0743-74-1111（内線4161）  
電子メールアドレス kikaku@city.ikoma.lg.jp